

令和7年度 職員の給与の男女の差異の公表情報

特定事業主名：呉市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
常勤職員	88.2%
常勤職員以外の職員	105.6%
全職員	75.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職階級別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.0%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	102.8%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.2%
31～35年	97.2%
26～30年	92.1%
21～25年	92.2%
16～20年	87.3%
11～15年	88.6%
6～10年	78.8%
1～5年	90.9%

【説明欄】

- 「常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員は、週28時間以上勤務かつ令和6年4月～3月の期間継続して勤務した職員のみを対象としている。
- 算定にあたっては、長期休業等で年間を通して給与支給がなかった職員を除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。